

## 第 4 章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

### 第 1 節 いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進

#### 1 いじめ・不登校対策

##### 【現状と課題】

本県公立学校のいじめの発生件数は減少傾向にあるものの、本県公立学校の児童生徒総数に占める不登校児童生徒数の割合は、増加傾向にあります。

いじめや(\*1)不登校などの問題行動の背景には、本人の内面的な不安や課題、家庭や学校生活でのストレスなど様々な理由が考えられます。これまでも、本県では、子どもたちの心の健康状態の把握や、悩み・ストレスを解消するため教育相談体制を充実させる取組を行ってきました。しかしながら、問題行動の深刻化、多様化などにより、学校の教育相談機能のニーズは更に高まり、教職員の教育相談に関するスキルの向上も求められています。

ひきこもり、不登校等への対応については、学校、児童相談所、保護司、警察、地域ボランティア等が、情報を共有し、連携して地域社会全体で対処することが必要です。

いじめには、無視や仲間はずれ、身体的攻撃、ネット上でのいじめなど様々な形態があり、こういった陰湿な行為が繰り返されることで被害者にとっては大変な苦痛を受けることにもなり、今やいじめの問題は、重大な人権侵害であるとして社会問題になっています。

---

##### (\*1)不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること。

【具体的施策】

不登校やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、学校にスクールカウンセラーを計画的に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、(\*1)スクールソーシャルワーカーの配置や、「親子ホットライン」「いじめ相談ホットライン(24時間対応)」など、教育相談体制の充実に引き続き取り組みます。また、「カウンセリングリーダー養成研修会」等の実施により教職員の教育相談に関する資質の向上に努め、教職員とスクールカウンセラー等の一層の連携を図ります。

(義務教育課)

私立学校へカウンセラー配置のための経費を助成し、児童生徒へのきめ細やかな対応ができる環境整備を支援します。

[第2章第1節 - 4より再掲]

(学事振興室)

いじめや不登校などをはじめとする児童生徒の問題行動等への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進します。

(義務教育課)

市町を中心とした関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において、非行、ひきこもり、不登校についても、関係機関と情報交換を密にするなど、連携して取り組みます。

(こども家庭課)

(\*2)こども・女性・障害者支援センターでは、ひきこもりや不登校の場合には(\*3)メンタルフレンドの派遣、通所指導、宿泊指導を行います。

(こども家庭課)

警察においても、いじめに対して積極的に関与し、保護者、PTA、学校等との連携を緊密に行い、事案ごとに最も効果的な解決策及び再発防止策を講じるよう努めます。

(警察本部少年課)

(\*1)スクールソーシャルワーカー  
児童生徒が抱える問題の解決に向け、関係機関等とのネットワークを活用できる知識や技術を有する者。

(\*2)こども・女性・障害者支援センター  
児童相談所の機能を持った県の機関で、長崎市と佐世保市に設置している。

(\*3)メンタルフレンド  
児童相談所において、ひきこもり等の状態にある子どもたちの身近な話し相手・遊び相手となり、心の支えとして活動する大学生等のボランティア。

【数値目標】

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
スクールカウンセラーの配置率 [再掲]	H20	20%	H25	25%

2 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童相談所の体制の強化

【現状と課題】

近年における少子化や核家族化の進行、家族や地域の養育力の低下などにより、子育て家庭が抱える不安や悩みが顕在化しています。これに伴い、全国の児童相談所における児童虐待相談処理件数は年々増加しており、虐待により子どもが死亡する大変痛ましい事件が発生するなど社会的に大きな問題となっています。県では、一義的な相談窓口として市町が対応しており、こども・女性・障害者支援センターでも、虐待通告後 24 時間以内に対応するとともに、市町や施設等を支援するために社会福祉職の職員を増員するなど体制を整備しています。

【具体的施策】

こども・女性・障害者支援センターにおいて、児童虐待防止総合対策事業を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導体制を整備します。

(こども家庭課)

## (2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

### 【現状と課題】

児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を講じるとともに、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割を分担し、連携して子どもを守るという支援体制を整備していく必要があります。このため、県内の全市町において関係機関が連携して効果的な支援を行う要保護児童対策地域協議会を設置していますが、要保護児童対策地域協議会の活性化を図るため、こども・女性・障害者支援センターでは、支援体制を強化し、積極的な支援をしています。

### 【具体的施策】

市町が実施する乳児家庭全戸訪問事業等により得られた要支援家庭の情報が、要保護児童対策地域協議会の各機関に共有され、こども・女性・障害者支援センターの支援が必要な事例は、確実に事案が送致されるように市町との連携を強化します。

(こども家庭課)

児童虐待に適切に対応するため、市町や関係機関と適切な役割分担を行い、連携して進めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、こども・女性・障害者支援センターによる市町への技術的支援を行います。

(こども家庭課)

要保護児童対策地域協議会の体制整備を図るため、県による市町職員の資質向上のための研修を実施します。

(こども家庭課)

地域での児童虐待の早期発見と家庭支援の中心となる主任児童委員等に対し、研修を行うなどして地域連絡網の整備を図るとともに、県民総ぐるみの児童虐待防止に向け、啓発を行います。

(こども家庭課)

### ( 3 ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

#### 【現状と課題】

全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加する中、虐待による死亡事例が発生しており、このような痛ましい事件を防ぐためにも再発防止に向けた取り組みが必要となっています。

#### 【具体的施策】

児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、検証組織として設置された長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会措置・検証部会を中心に検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じることにより再発防止に努めます。  
(こども家庭課)

## 3 社会的養護体制の充実

### ( 1 ) 家庭的養護の推進

#### 【現状と課題】

社会的養護を必要とする子どもの数の増加とともに、虐待等子どもの抱える背景の多様化等が問題となる中、虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要となっています。

#### 【具体的施策】

家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、子どもを受託している(\*1)里親の支援を充実するとともに、(\*2)小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及を図ります。  
(こども家庭課)

<p>(*1)里親 何らかの事情で、保護者と一緒に生活することができない子どもを家族の一員として迎え入れ、保護者に代わり暖かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育することを希望するもので都道府県が適当と認める者。</p>	<p>(*2)小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) 里親家庭等をひとつの小規模な施設とみなし、5人~6人を定員として、子どもを養育する制度。</p>	
---	--	--

## 【数値目標】

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
里親委託率	H21	4.3%	H26	6.0%
ファミリーホーム数	H21	0 か所	H26	2 か所

## (2) 施設機能の見直し

## 【現状と課題】

児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が多くなっており、こうした被虐待児童の多くは、虐待を受けた経験から他者との人間関係をうまく築けなかったり、(\*1)愛着障害を起こすようなことがみられます。これまでの大規模集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、児童福祉施設職員等との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供する事が必要となっています。

## 【具体的施策】

家庭的な養護を推進するためケア単位の小規模化を進めます。  
(こども家庭課)

子どものプライバシーに配慮した環境整備のため、個室化を推進します。  
(こども家庭課)

## (\*1)愛着障害

被虐待経験などから、特定の対象（保護者等）との間の愛情の絆がうまく形成されないことを言い、無表情、怯え、無差別な愛着傾向、強い緊張、自信の欠如、対人関心の欠如などの症状がみられる。

【数値目標】

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
(*1)小規模グループケア	H21	5 箇所	H26	9 箇所
(*2)地域小規模養護施設	H21	1 箇所	H26	2 箇所

( 3 ) 家庭支援機能の強化

【現状と課題】

家庭支援機能を強化するためには、児童相談所の体制を強化するとともに、市町や(\*3)児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する必要があります。

【具体的施策】

こども・女性・障害者支援センター、市町、児童家庭支援センター等関係機関の連携を強化するため、連絡協議会を開催します。また、児童家庭支援センターの機能強化を図るため、技術的支援をします。

( こども家庭課 )

地域や家庭等からの相談、支援に応じる児童家庭支援センターについて、地域の実情、需要等を勘案しながら整備の検討をします。

( こども家庭課 )

<p>(*1)小規模グループケア 児童養護施設において、被虐待児等に対し小規模なグループ(6人程度)で、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うこと。</p>	<p>(*2)地域小規模養護施設 児童養護施設において、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住人との適切な関わりをもちながら、家庭的な環境の中で児童の養護を行うことによって、児童の社会的自立を支援する施設。</p>	<p>(*3)児童家庭支援センター 地域の児童の福祉に関する諸問題について、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整などを総合的に行うことを目的とする施設。</p>
---	--	---

#### (4) 自立支援策の強化

##### 【現状と課題】

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所後、保護者等から支援を受けられない場合が多く、退所後の生活や就労において様々な困難に突き当たるため、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要となっています。また、将来の社会的自立のために、施設等の子どもの学力向上と就職に有利な資格等の取得を支援することが必要となっています。

##### 【具体的施策】

施設を退所した子ども等に対し、自立した生活や就労を継続するための支援を行うため、地域における自立支援の専門的な役割を担う(\*1)自立援助ホームの設置に向けた検討を進めます。

(こども家庭課)

施設等の子どものうち、学習力向上のための支援を受けることが難しい地域にいる子どもや、就職に必要な免許等を取得する際に支援を受けられない子どもに対して、支援をします。

(こども家庭課)

#### (5) 社会的養護の質の確保

##### 【現状と課題】

(\*2)児童養護施設には、虐待等さまざまな問題を抱えた子どもがおり、それに対応するためには、施設職員の専門性と質の向上を図る必要があります。また、里親についても、子どもの状態に応じた対応が図られるよう、専門性を持った里親を増やしていくことが必要となっています。

(\*1)自立援助ホーム

中学を卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設。

(\*2)児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。



### 【具体的施策】

社会的養護の質を確保するため、施設等の職員等に対する研修の機会を設けたり、こども・女性・障害者支援センターによる技術的支援を強化するとともに、里親に対して専門里親研修の受講を推進します。

(こども家庭課)

児童福祉施設に対し、被虐待児童受入れのための助成の増額などにより、心理療法担当職員等の確保や、児童の入所前から退所後のアフターケアに至る総合的な家庭調整を担う家庭支援専門相談員の配置を進めます。

(こども家庭課)

## (6) 子どもの権利擁護の強化

### 【現状と課題】

社会的養護の下にいる子どもは、措置によりその生活が決定されており、安全で安心な環境の中で、適切な支援を受けながら生活する権利があり、そのため、施設等での虐待を予防するとともに、虐待が発生した場合に適切な対応がとれる体制の整備が必要となっています。

### 【具体的施策】

施設等での児童虐待を予防するため、施設等への技術的支援を強化するとともに、「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づく施設等での虐待発生時の適切な対応がとれる体制の整備を進めます。

(こども家庭課)

施設において、組織外の委員で構成される第三者委員会の設置や、第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れるよう施設に対して指導します。

(こども家庭課)

施設等において虐待が発生した場合には、児童福祉審議会と密接に協議しながら、関係所管課と連携を図って監査等を実施し、施設等の改善を指導します。

(こども家庭課)

#### 4 非行少年の立ち直り支援

##### 【現状と課題】

家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、非行少年に対応し相談を受け指導したり、家庭や学校等において適応できない児童を受け入れ、立ち直りを支援していくための体制の充実が必要となっています。

1 人の問題少年の立ち直りを支援するために多数の関係機関が関わるようになってきています。関係機関の情報の共有に基づき、それぞれの機関が適切に関わっていく必要があります。

##### 【具体的施策】

こども・女性・障害者支援センターにおいては、家庭等における少年非行に関する相談を受け、必要な助言・指導等を行うとともに、関係機関と連携しながら早期立ち直りができるように援助活動を進めます。

(こども家庭課)

児童自立支援施設においては、家庭・学校・地域において適応できない児童について、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行うとともに、関係機関との連携を強化しながら自立を支援します。

(こども家庭課)

警察では、問題のある少年の立ち直りやその家庭(保護者)を支援する活動を少年警察の重要な活動の一つとしています。(\*1)少年サポートセンターを中心とし、地元警察署と連携して、こども・女性・障害者支援センター、学校、保護司、少年警察ボランティアなどの関係機関・団体と適切な役割分担の下、継続補導、家庭訪問活動等により、家庭や少年に対してきめ細かな継続支援を推進します。

(警察本部少年課)

(\*1)少年サポートセンター  
少年補導職員等が街頭補導、少年相談活動、非行防止講話等を通じて、少年非行、被害防止、立ち直り支援等を行う県警本部少年課、佐世保署に設置している専門部署。

少年の街頭補導や相談を実施する各市少年センターと連携しながら、少年の健全育成を推進します。

(こども未来課)

## 第2節 障害児施策の充実

### 1 障害のある子どもと親への支援

#### 【現状と課題】

障害児の医療と(\*1)療育の専門機関として、県立こども医療福祉センターにおいて、障害のある子ども達を対象とする医療を提供し、地域における療育活動の支援を行っています。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒等については、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で一貫した支援体制を構築する必要があります。そのためには、保護者や関係機関との連携ツールとして「個別の教育支援計画」を作成し活用していくことが重要です。「個別の教育支援計画」の作成等に関与する特別支援教育コーディネーターや校内委員会を効果的に運用させていくことが求められています。

特別支援学校においては、教職員の専門性や指導力を高め、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の特別支援教育センターとしての機能を今後も一層充実していく必要があります。

障害のある子どもが、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、企業などへの就労を支援していくなかで、職業的な自立を果たしていくことが重要です。しかし、企業等の障害者雇用の実績は低調で、就職については依然厳しい状況が続いています。特別支援学校においては、早期からのキャリア教育の導入等、職業教育を一層充実するとともに、教育、労働、福祉等の関係機関が一体となって就労支援に取り組んでいく必要があります。

(\*1)療育

医学的治療と教育その他の科学を総動員して障害児の可能性を開発し、自活できるように育成すること。

障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、障害者自立支援法が平成18年4月より施行されました。平成18年10月より、同法による市町村地域生活支援事業の中に日中一時支援事業として事業化され、障害児の日中における活動の場（見守り等の支援）が確保されるようになりました。

身体に障害のある子どもに対しては、必要な手術等の医療（育成医療）の公費負担を行っています。

### 【具体的施策】

障害のある子ども一人ひとりに必要な医療を提供するため、県立こども医療福祉センターの医療機能を充実します。また、地域における療育関係機関への職員派遣や研修、巡回による療育相談の実施など、障害のある子ども達の地域生活を支援します。

（障害福祉課）

保育所、幼稚園において障害のある子どもをはじめ、特別な支援を要する子どもの受入れを促進し、当該幼児に対する適切な指導と支援を行います。

（こども未来課）

幼稚園、小中学校、高等学校に、保護者からの相談や特別支援学校や医療機関等との連絡調整等を行う「特別支援教育コーディネーター」を配置するとともに、校（園）内支援体制の充実に向け「校（園）内委員会」の効果的な運用を目指します。また、保育所においても同様に、園内の支援体制の整備に努めます。

（特別支援教育室、こども未来課）

特別支援教育コーディネーターが、保護者からの相談に適切に対応できるように障害等のある子どもの支援にかかわる研修会の充実を目指します。

（特別支援教育室）

すべての特別支援学校において、地域の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校への相談支援を行ったり、就学前の子どもやその保護者の教育相談を行ったりするなど、障害のある子どもが在籍する小中学校等や地域への支援・相談活動の充実を図ります。

（特別支援教育室）

特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育を積極的に推進するなど、職業教育の一層の充実を図るとともに、就労支援機関等との連携の下、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

(特別支援教育室)

障害児の日中における活動の場を確保し、障害児の家族の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業を市町が円滑に取り組めるよう支援します。

(障害福祉課)

身体に障害のある18歳未満の児童で、手術等により改善が見込まれる子どもを対象に、医療費の助成を行います。

(こども家庭課)

精神または身体に障害がある満20歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当を支給します。

[第2章第1節 - 6より再掲]

(こども家庭課)

【数値目標】

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
公立の小中学校における個別の教育支援計画作成率	H19	36.7%	H25	75.0%

## 2 (\*1)発達障害のある子どもと親への支援

### 【現状と課題】

発達障害者支援法に基づき市町が行う早期発見・早期相談支援をはじめとする、保健・医療・福祉・教育等の各分野の施策が、体系的かつ円滑に実施されるよう、県は、専門的・広域的な観点から支援することが求められています。

発達障害者支援センターは、発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害児（者）やその家族からの相談に応じ、発達や就労等の支援を行うとともに、発達障害に対する理解を深めるため、普及啓発及び研修等を行っています。

### 【具体的施策】

発達障害により特別な支援を要する子どもが、成長（ライフステージ）に合わせ、適切な支援をスムーズに受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係者が連携し、さらに支援体制の整備・充実を図ります。

- ・ 発達障害を早期に発見し、早期の支援に繋がれるよう、乳幼児健診等の充実に努めます。
- ・ 市町の関係者や保育所・幼稚園の職員等の資質向上を図るため、(\*2)ペアレント・トレーニング等の技術研修を行うとともに、発達障害に対する周知・啓発等に努めます。

（こども家庭課）

発達障害者支援センターでは、発達障害に対する県内唯一の専門相談機関として、発達や就労などの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、各関係機関と連携を図りながら発達障害児（者）に対して総合的な支援を行います。また、発達障害に関する啓発活動も積極的に展開します。

（こども家庭課）

#### (\*1)発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が低年齢において発見するもの。

#### (\*2)ペアレント・トレーニング

発達が気になる子どもやその保護者等が、親子のよりよい関係を築き、適切に接するための技法。

障害のある子ども一人ひとりに必要な医療を提供するため、県立こども医療福祉センターの医療機能を充実します。また、地域における療育関係機関への職員派遣や研修、巡回による療育相談の実施など、障害のある子ども達の地域生活を支援します。

[ 第4章第2節 - 1より再掲 ]  
( 障害福祉課 )

保育所、幼稚園において障害のある子どもをはじめ、特別な支援を要する子どもの受入れを促進し、当該幼児に対する適切な指導と支援を行います。

[ 第4章第2節 - 1より再掲 ]  
( こども未来課 )

幼稚園、小中学校、高等学校に、保護者からの相談や特別支援学校や医療機関等との連絡調整等を行う「特別支援教育コーディネーター」を配置するとともに、校(園)内支援体制の充実に向け「校(園)内委員会」の効果的な運用を目指します。また、保育所においても同様に、園内の支援体制の整備に努めます。

[ 第4章第2節 - 1より再掲 ]  
( 特別支援教育室、こども未来課 )

特別支援教育コーディネーターが、保護者からの相談に適切に対応できるように発達障害等のある子どもの支援にかかわる研修会の充実を目指します。

[ 第4章第2節 - 1より再掲 ]  
( 特別支援教育室 )

すべての特別支援学校において、地域の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校への相談支援を行ったり、就学前の子どもやその保護者の教育相談を行ったりするなど、障害のある子どもが在籍する小中学校等や地域への支援・相談活動の充実を図ります。

[ 第4章第2節 - 1より再掲 ]  
( 特別支援教育室 )

## 【数値目標】

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ペアレント・トレーニング受講者数	H20	326 人	H26	850 人

## 第3節 (\*1)ひとり親家庭等の自立支援の推進

## 1 相談・情報提供の強化

## 【現状と課題】

ひとり親家庭等は、子育てと生活の担い手という二重の役割を1人で担うことから、子育て、就労、生活などの面で様々な困難に直面します。このような状況の中で、福祉事務所毎に母子自立支援員を配置し、個々の状況に応じたきめ細かな相談を行っています。また、平成17年度からは長崎県母子家庭等自立促進センターを設置し、面接や電話による相談を実施しています。各種支援策の活用を促進するためには、相談員の資質の向上や様々な手段による情報提供が必要です。

## 【具体的施策】

福祉事務所における母子自立支援員の研修を充実する等母子自立支援員の資質の向上を図ります。

(こども家庭課)

福祉事務所に戸別訪問員を設置し、ひきこもりがちな母子家庭への相談機能を強化します。

(こども家庭課)

県及び母子家庭等自立促進センターのホームページによる情報提供の充実を図るとともに、(\*1)マザーズサロンやハローワーク等他機関との連携による就労情報の提供を行います。

(こども家庭課)

(\*1)ひとり親家庭等  
母子家庭、父子家庭及び寡婦。



ひとり親家庭等が手元において活用できる県内統一のひとり親家庭ハンドブックを改訂し、ひとり親になった方へ配付し周知を図ります。  
(こども家庭課)

## 2 子育て・生活支援の充実

### 【現状と課題】

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立に困難を感じており、ひとり親日常生活支援事業や保育所や放課後児童クラブの優先入所や公営住宅の優先入居等地域における様々な保育サービス・子育て支援サービスによる支援を行っていますが、個々の状況に応じた支援の充実を図り自立を促進する必要があります。

### 【具体的施策】

ひとり親家庭の保育所の優先入所に努めるとともに、病児保育等の実施について市町に働きかけを行います。  
(こども未来課)

ひとり親が疾病や仕事等により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において児童を預かる(\*2)ショートステイ事業及び(\*3)トワイライトステイ事業を市町において推進するよう働きかけを行います。  
(こども未来課、こども家庭課)

就業等により保護者が昼間家にいない小学生を対象に児童の健全育成を図る放課後児童クラブの利用について、今後も、ひとり親家庭の児童が優先的に利用できるよう努めるとともに、利用料の助成を行います。  
(こども未来課)

#### (\*1)マザーズサロン

子育てしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うことを目的として公共職業安定所に設置されているもの。

#### (\*1)ショートステイ事業

保護者の疾病や仕事等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる制度。

#### (\*2)トワイライトステイ事業

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う制度。

ひとり親家庭が生活していくうえで、色々な問題を解決したり、子どもが精神的に安定するように、生活支援に関する講習会や母子家庭等が定期的に集い、互いの悩みをうち明けたり、相談し合う場を設けるなどのひとり親家庭生活支援事業を今後も推進します。

(こども家庭課)

ひとり親家庭が自立促進のため、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣して実施するひとり親家庭日常生活支援事業が身近な地域において活用できるよう推進します。

(こども家庭課)

県営住宅の優先入居について、今後も実施していくとともに、市町営住宅における優先入居についても、さらに働きかけを行います。

(こども家庭課・住宅課)

### 3 就労支援の推進

#### 【現状と課題】

ひとり親家庭の就労による自立のために、長崎県母子家庭等自立促進センター - 事業、母子自立支援プログラム策定事業、技能習得の際の給付金事業及び、雇用主へ助成金事業等により就労支援を行っていますが、ひとり親家庭等の平均収入は、一般家庭と比較した場合、母子家庭は一般家庭の1/3、父子家庭は一般家庭の3/4と低い水準であり、ハローワーク等雇用労働部門との連携を強化し促進する必要があります。

婦人保護施設等を退所した(\*1)DV被害者等への自立支援は、長崎県母子家庭等自立促進センター等で行っていますが、精神的なケアが必要であり、きめ細かな支援が必要です。

---

(\*1)DV  
ドメスティック・バイオレンス。  
配偶者からの暴力。

【具体的施策】

ひとり親家庭の自立促進を図る長崎県母子家庭等自立促進センターでは、就業相談・就業支援講習会・求人開拓を行っていますが、職業紹介等を行う企業、マザーズサロン及びハローワークとの連携により専門的な就労支援を推進します。

(こども家庭課)

福祉事務所が実施する母子自立支援プログラム策定事業を県内全域で実施するよう働きかけを行うとともに、児童扶養手当事務との連携、戸別訪問員設置事業等により支援対象者の掘り起こしを行い、ハローワークとのチーム支援による就労を促進します。

(こども家庭課)

DV被害者等の就労による自立促進については、個々の状況に応じた相談体制の整備とDV等に理解がある就労先の開拓を行うとともに、就労後の職場訪問などフォローを行います。

(こども家庭課)

ひとり親家庭の父または母を優先的に雇用した企業に対する助成金制度等の情報を事業主に提供し活用を働きかけ、ひとり親家庭の父または母の雇用促進を図ります。

(こども家庭課)

ひとり親家庭等の就業に結びつく可能性の高い技能の修得のため、給付金の支給、講習会の開催を行うとともに、他機関が実施する職業訓練の情報を提供し、技能の修得と子育てを両立することができるよう受講中の託児サービスを実施します。

(こども家庭課)

母子家庭の母の職業的自立に向けた効果的な支援が求められており、マザーズサロンやハローワーク等関係機関と連携し、積極的に職業能力開発の機会を提供します。

(産業人材課)

国が行う母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰について、県内企業の推薦を行います。

(こども家庭課)

---

## 【数値目標】

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
母子家庭の母の就職者数	H21	350 人	H26	累計 1,750 人

## 4 養育費確保の推進

## 【現状と課題】

離婚等をする際に養育費を取り決めている状況は 35.8%で、取り決めが行われていても履行されていない場合が多くみられます。養育費は、子どもの健やかな成長に欠かせないものであることから、養育費の取り決めや取得促進の啓発を行うことが必要であり、養育費相談は、長崎県母子家庭等自立促進センターにおいて弁護士による法律相談を実施し、出前相談会も地域で開催しています。

## 【具体的施策】

母子家庭等自立促進センター事業において、養育費の取得等について、弁護士による法律相談を行うとともに、養育費相談支援センターへの電話やメール相談及び地域の日本司法支援センター等の専門的相談窓口の活用を図ります。

(こども家庭課)

福祉事務所設置の母子自立支援員に対し、養育費の取得等についての研修を実施し、身近な地域においても相談が受けられる体制づくりを行います。

(こども家庭課)

## 5 経済的支援の充実

### 【現状と課題】

母子家庭及び寡婦に対しては、母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成の経済的支援を実施していますが、近年、父子家庭への同様の経済的支援が求められています。

### 【具体的施策】

母子家庭及び寡婦に対する母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。父子家庭への経済的支援の充実については、平成 22 年 8 月分から児童扶養手当が支給されることになりました。また、父子家庭への医療費助成について実施します。  
(こども家庭課)

母子寡婦福祉資金貸付金については、的確な情報提供を行うとともに、円滑な貸し付けが実施できるよう母子自立支援員への研修を実施します。  
(こども家庭課)

ひとり親家庭の親が通勤する際の J R 定期乗車券の 3 割引制度、年金、所得税および住民税の控除等の優遇措置の情報を提供します。  
(こども家庭課)

ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用について、利用料の助成を行います。

[ 第 4 章第 3 節 - 2 より再掲 ]  
(こども未来課)

## 6 市町・関係機関との連携及び協働

### 【現状と課題】

ひとり親家庭等への支援策については、身近な地域においてきめ細かに実施することが求められています。

---

(\*1)母子会活動は、地域でのひとり親家庭の福祉の向上に重要ですが、会員の高齢化や加入率の低下が課題となっています。

【具体的施策】

ひとり親家庭等への国等の支援事業や子育て支援にかかる事業が県内全域で実施されるよう市町に働きかけを行うとともに、市町におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定について助言を行います。

(こども家庭課)

母子会活動の活性化のために、組織強化への支援を行うとともに、各種事業を通して若いひとり親家庭の加入促進を図ります。

(こども家庭課)

---

(\*1)母子会  
母子家庭の母及び寡婦の福祉の増進を目的に組織された団体。